



平成18年 5月 9日

各 位

会 社 名 シーキューブ株式会社
本社所在地 名古屋市中区門前町1番51号
代表者名 代表取締役社長 片桐 清志
コード番号 1936 名古屋証券取引所 第1部
問 合 せ 先 理事 経営企画部長 伊藤 鋭夫
T E L 052-332-8011

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ倫理綱領を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で、保存・管理することとし、定められた文書保存期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、安全・品質・情報管理・大規模災害・コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての管理責任者を明確にした体制を整えることとする。
 - (2) リスク管理体制の基礎として、個々のリスク対応について社内規程を定め、その規程に従ったリスク管理体制を構築する。
不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、常務取締役、取締役等によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て、執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、グループ倫理綱領及びグループコンプライアンス規程を定める。

社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス担当者会議を設置する。また、コンプライアンスの統括部署として総務部コンプライアンス統括室を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

- (2) 内部監査部門として、執行部門から独立した監査室を設置する。

- (3) 当社において使用人による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査室に報告するものとし、遅滞なくコンプライアンス委員会において報告するものとする。

- (4) 法令違反その他のコンプライアンス違反等についての社内報告・通報体制として、総務部コンプライアンス統括室を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づき、その運用を行うこととする。

- (5) 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念、グループ倫理綱領を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、グループ経営の基本理念を定め、グループ経営規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じたモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- (2) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室または総務部コンプライアンス統括室に報告するものとする。監査室または総務部コンプライアンス統括室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役補助者を置くこととし、その評価は監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告するものとする。また、常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人である中央青山監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

以 上